

鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画(案)に対するパブリックコメントへの対応方針

項目	意見	対応方針
受動喫煙防止	子どもたちや妊産婦・保護者・家族等の健康を受動喫煙の危害から守るために、受動喫煙防止の観点も盛り込んでほしい。	・鳥取県では、「鳥取県健康づくり文化創造プラン(第2次)」を策定しており、その中で妊娠中の喫煙によるリスクや受動喫煙による子どもの成長の低下、運動能力の低下等について言及し、施策の方向性の重点事項として、公共の場等での全面禁煙の促進、未成年者や妊産婦のいるところで喫煙しないなど、受動喫煙のない社会の実現を掲げ、これらの目標値も設定しているところです。 ・このプランと併せて子育て王国とっとり条例に基づいて定めている子育て王国とっとり推進指針にも受動喫煙防止に関する事項を記載することとします。
幼保小連携	定期的な小学校との意見交換や情報共有、子どもの課題の共有化など、連携システムの一つに掲げられるべき。	いただいた御意見の内容は、計画に盛り込むこととしています。
支給認定	1号認定の対象を「幼児期の学校教育の利用希望」とあるが、保育所でも教育を行っており、幼稚園と保育所を「幼児教育」で区分していることに違和感がある。	子ども・子育て支援法において認定の対象が定められており、1号認定は保育が必要な子ども以外の子どもとされています。計画の概要には、端的に表現するために教育と表現しましたが、計画書には子ども・子育て支援法の表現を踏まえて「満3歳以上の小学校就学前の子どもであつて、2号認定子ども以外のもの」と記載するようにしております。
育休手当	育休中の育休手当の期間延長をお願いしたい。	いただいた御意見は、厚生労働省鳥取労働局にお伝えしました。
児童虐待	児童虐待の保護があった後も市町村は児童を偏見的に見ず、情報が守れる職員でつなぐことが必要である。	いただいた御意見は、今後の児童虐待の保護児童の対応の参考とさせていただきます。
児童相談所	児童相談所が密室化していて、児童相談所を監督する機能がないことと里子が声をあげられる場所がないことが問題である。	里子、施設入所児童が意見表明できるよう、児童との面接、権利ノートの活用等を実施しています。引き続き児童の権利擁護に努めてまいります。
児童養護施設	児童養護施設も密室化しており、職員の人権意識が欠落している。	施設職員に対しては、人権意識の大切さをあらゆる研修を通して伝えていくところです。今後も引き続き職員の資質向上に努めてまいります。
障がい児施策	発達障がい児のスポーツクラブがあればいい。また、このようなスポーツクラブ、音楽クラブに通う子どもの家庭に助成してほしい。子どもが興味のわく場へ参加できる取組があると良い。高校等ともつながりを多くしてほしい。	いただいた御意見は、今後の発達障がい児に対する支援の参考とさせていただきます。
障がい者	障がいがあっても子どもを産める、育てられるよう、医学と連携してほしい。	障がいの内容等により医療と連携するなど個別に対応・支援させていただきます。
乳児訪問	子育てについて誰もが悩むことが多いと思う。乳児訪問だけでなく、定期的に家庭を訪問するようなこともしてほしい。	各市町村において乳児の全戸訪問を行っており、養育を支援することが必要な保護者の場合などは、その後も訪問を行っております。また、市町村窓口において子育てに関する相談を随時受け付けていますので、引き続き市町村と連携して窓口の周知などを行ってまいります。
ひとり親	ひとり親にならないように夫婦間をよくすることが第一で、支援するのはどうかと思う。	いただいた御意見は、ひとり親への支援のあり方の参考とさせていただきます。
病児保育	子供の病気時には看護看病するための休暇が取得しやすい社会環境・職場意識等の改善が図られるよう、事業所への積極的な取組を推進していただきたい。	育児休業取得を始め、子の看護休暇制度についても事業主への理解促進などにより、保護者である労働者が働きながら安心して子育てができる職場環境づくりのための支援を行ってまいります。
病児保育	病児病後児保育施設の充実をお願いしたい。	県として、各市町村が行う病児・病後児保育施設の拡充、運営を支援するとともに、市町村・関係者と協働して病児・病後児保育の課題を抽出し、解消するよう努めてまいります。また、病児・病後児保育の実施主体である市町村にもいただいた御意見をお伝えしました。
保育士確保と資質の向上	研修は、時間外ではなく、勤務中に受講できる体制を構築すべき。	平日の勤務時間に行う研修も実施しています。また、研修会参加のための代替保育士の経費を助成し、勤務中に受講しやすい体制づくりを支援しています。
	保育士資格者を市町村ごとではなく県区域ごとに共有することで、一時保育等の特別保育にかかわる人的体制の整備も進む。	保育士は各市町村又は各事業者が雇用しており、県全域で共有することは困難であると考えています。
	公立保育所の保育士について、少しでも多くの正採用の保育士の数を増やす努力をしてほしい。	1歳児に対する保育士の数を国基準より多く配置する場合の県補助制度の補助単価について、正職員単価又は非正規職員単価の選択制を導入し、市町村と協調して正規雇用を促進しています。
	保育士の人材確保を急ぐとともに、できるだけ正規職員雇用の体制を整えるべき。	

項目	意見	対応方針
保育士確保と資質の向上	教育者、保育者が自分の子どもの行事などに参加できていない。	・市町村立の小中学校及び県立高校の教職員については、運動会など全職員が対応する行事のほかは、子どもの学校行事に参加できるよう職場環境づくりに努めています。 ・また、私立の学校、保育所等の各施設においては、ローテーション表などを作成し、教員や保育士が計画的に休暇を取得できるようにしているところですが、施設運営が円滑に行われるよう、引き続き必要な支援を行っていきます。
	保育士研修には、自分を振り返ることも組み入れた方がよい。	いただいた御意見は、今後の保育士研修の参考とさせていただきます。
保育所	親が動けなくなったときに必ず入れるような緊急時の枠を保育園に設けてほしい。	保育所や幼稚園によっては、通園していない児童であっても一時的に預かる園があります。利用手続等につきましては、お住まいの市町村又は利用を希望される保育所や幼稚園にお問い合わせください。
保育所・子育て支援センター	子育て支援の場所が4時までのところが多い。(もっと延長してほしい。)	いただいた御意見は保育所や子育て支援センター事業の実施主体である市町村にお伝えするとともに、県としてはそうした施設の運営が円滑に行われるよう、支援してまいります。
	子育て支援センター、保育所の駐車場が広く、近いとうれしい。	
	保育所や子育て支援センターのトイレのおむつ替えシートのおそばに荷物置きを設置してほしい。	
保育の必要性の認定	産前産後保育の期間を5か月から延長してほしい。	いただいた御意見は、保育の必要性の認定を行う市町村にお伝えしました。
	求職中の親でも保育してもらいたい。(現状より長い期間で)	
保育料	認定こども園の1号で料金が変わるといことだが、金額もわからず対応が遅い。	認定こども園の保育料の決定は国の基準決定を受けて市町村が行うため、いただいた御意見は、市町村にお伝えしました。
	認定こども園の料金の設定などの情報公開が遅い。	
放課後児童クラブ	非常に高い専門性と優れたセンスがなければ子どもに関われないため、民間の放課後児童クラブの経営者にも一定の研修を課すべき。	放課後児童クラブの支援員については、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度に基づいて、従事者の要件が各市町村の条例で規定されるとともに、全国統一の放課後児童支援員認定研修を県主催で実施することとしてます。
	放課後児童クラブは学校施設の空き教室の義務づけするか、学校管理の敷地内に確保することが望ましい。	平成26年7月に策定された『放課後子ども総合プラン』に基づき、福祉部局と教育委員会が連携して、放課後児童クラブと放課後子供教室を学校施設等を活用して一体的に(または連携して)実施していけるよう、市町村とともに検討を行ってまいります。
	放課後児童クラブは、児童福祉ではなく、教育の場として位置づけを変更する必要がある。	放課後児童クラブの運営が円滑に行われるよう、引き続き必要な支援を行っていきます。また、いただいた御意見は、クラブを実施する市町村にお伝えしました。
	安定した職員の雇用ができることと経営が成り立つ程度の助成金の引上げを検討すべき。	
	児童クラブにおける障がい児の環境整備(防音、職員の配慮等)に配慮してほしい。	
予防接種	いろいろなことが急に変わりすぎで、もっと詳しく教えてほしい。予防接種も以前有料だったのに今は無料ということがある。	定期予防接種の内容(無料)や任意接種の内容については、随時、市町村の広報紙等によりお知らせしているところであり、県においてもホームページ等で周知に努めているところです。
	予防接種の助成金のあり方について、助成がないと接種しづらいものがある。	定期予防接種については無料となっていますが、任意予防接種については各市町村が独自に助成をしているところです。定期予防接種の対象については国が決定しており、追加となった際は市町村において広報をなさいます。
その他	学校内の問題を表面化させ、解決に向けて動く第三者機関の設置が望ましい。	学校内の問題全般を解決する教育委員会以外の第三者機関を設置することは考えておりませんが、いじめや不登校の問題については、県教育委員会いじめ・不登校総合対策センターに相談でき、また、公立小中学校の教員の問題については、小中学校課や各教育局にも相談できます。
	パワハラを受けて職場を辞めた者が、社会復帰できる職場を斡旋し、相談にのってもらいたい。	いただいた御意見は、厚生労働省鳥取労働局にお伝えしました。